

平成27年7月23日
富国生命保険相互会社

米ドル建永久劣後特約付社債の発行について

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、今般、自己資本の一層の充実を目的に、米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）を下記のとおり発行いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 発行体：富国生命保険相互会社
2. 名称：米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）
3. 発行総額：5億米ドル
4. 発行価格：額面金額の100%
5. 利率：2025年7月28日まで 年5.0%（固定金利）
2025年7月28日以降 変動金利（ステップアップあり）
6. 償還期限：定めなし（但し、2025年7月28日以降の各利払日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能）
7. 劣後特約：本社債権者は、当社の清算手続等において、上位債務に劣後し、基金と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有する
8. 募集方法：Goldman Sachs International、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited 及び Mizuho Securities Asia Limited を主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする総額買取引受けによる海外市場（但し、米国を除く。）における募集
9. 上場：シンガポール取引所上場
10. 払込期日：2015年7月28日（ロンドン現地時間）（予定）

以上

ご注意：本ニュースリリースは、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。本ニュースリリースは、当社の米ドル建永久劣後特約付社債（利払繰延条項付）の発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他のいかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。本社債については、米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録の免除を受けない限り、米国内において又は米国人（米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。）に対し、米国人のために若しくは米国人の勘定のために募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募集を行う予定はありません。